

令和7年10月吉日

就職御担当者 様

三重県四日市市笹川1丁目106-2

学校法人津田学園

理事長 津田 浩二

令和8年度 教職員採用に関する求人のお願い

拝啓 秋冷の候、貴学におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本学園の教育活動ならびに採用活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本学園では令和8年度新規採用の教職員を募集する運びとなりました。つきましては、本日お送り申し上げました求人票をご査収いただき、貴学学生の皆様へご周知賜りますよう、格別のご高配をお願い申し上げます。

なお、本求人票は「キャリアス UC」および「求人受付 NAVI」にも登録済みでございますので、併せてご活用いただけますと幸いです。

ご多忙中とは存じますが、何卒よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

末筆ながら貴学の益々のご発展を心より祈念申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2

学校法人津田学園

採用担当：出口

TEL 059-321-6221

Email deguchi.t_6t815@ggl.tsudagakuen.ac.jp

学校法人津田学園 求人票

小学校

求人先	法人名 代表者名	学校法人津田学園 理事長 津田 浩二		創立年 創立者	昭和47年1月 津田 勉
	所在地	〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2 電話 059-321-6221 FAX 059-321-8871 URL https://tsudagakuen.ac.jp			
	設置校	津田第一幼稚園、津田第二幼稚園、津田三滝幼稚園、津田桑名幼稚園、津田大山田幼稚園、 津田ナーサリースクール、津田学園小学校、津田学園中学校、津田学園高等学校、 津田スポーツクラブ、進学塾津田学園			
	教職員数	正規職員198名（男：84名 女：114名）			
採用条件	雇用形態	正規職員	契約期間	無期雇用	
	募集職種	教育職員	募集人数	1名	
	赴任時期	令和8年4月	試用期間	入職後1年間	
	応募資格	(1) 小学校教諭免許状取得（見込）者 (2) 心身ともに健康な方 (3) 喫煙習慣のない方			
	本学園の 求める職員像	・高い倫理観・道徳性と豊かな人間性を備えている人 ・強い使命感を持っている人 ・深い専門性と実践的な教育力を備えている人 ・主体的に考え、自ら行動し、努力を惜しまない人 ・フロンティア精神に富んだ人			
	業務内容	雇入れ直後：教育職員 変更の範囲：学園業務全般			
	勤務地	雇入れ直後：三重県四日市市、桑名市 変更の範囲：三重県四日市市、桑名市			
	勤務時間	8時30分～17時15分 ※1年単位の変形労働時間 休憩あり			
	初任給 (令和7年度実績)	【大学院卒】 月給：269,600円（基本給：250,000円、固定残業代：19,600円） 【四年制大学卒】 月給：258,750円（基本給：240,000円、固定残業代：18,750円）			
	昇給・賞与	昇給：年1回 賞与：年3回 約4カ月（初年度は約3カ月）			
	諸手当	通勤手当（自家用車：上限2万円 公共交通機関：上限2.7万円）/住宅手当（月額1万円 一部条件あり）/役職手当/採用時引越費用補助（上限3万円まで）/扶養手当（配偶者：1万円 子ども1人につき5千円）/奨学金返済支援手当（月額1万円を満30歳年度末まで）			
	福利厚生	教職員寮/健康管理制度/保養施設/育児休業制度（最長3年間）/短時間勤務制度（小学校就学に達する時期まで）/職員のための保育施設/退職者復職制度 長い期間にわたって活躍し、安心して働くことができる職場環境です。男性の育児休業実績あり。			
	加入保険	日本私立学校振興・共済事業団（健康保険・厚生年金）/雇用保険/労災保険/退職金財団加入			
	教育・研修制度	新規採用者研修/フォローアップ研修/公文書研修/救急法研修/マナー研修/他部署研修/中堅研修/主任研修/教育ICT活用研修/アクティブラーニング研修/授業改善研修 公的資格取得奨学金制度や各種研修参加補助制度など、教職員として成長できるようキャリアサポートが充実しています。			
	休日・休暇	休日日数：106日 土曜日（月2回土曜日除く）/日曜日/祝日/夏期休暇/冬期休暇/創立記念日 有給休暇取得率：64.5%			
受動喫煙防止措置	学園内全面禁煙				
採用試験	学校見学 オンライン相談	実施期間：随時 実施場所：〒511-0904 三重県桑名市野田5丁目3-12 津田学園大山田キャンパス ※教職員の働きぶり、授業の様子や学校の雰囲気をご覧ください。 ※右記QRコードにてお申し込みください。オンライン相談も承ります。		 ←学校見学・ オンライン相談 申込	
	選考フロー	(1) エントリー（応募書類を郵送） (2) 一次試験（書類選考） (3) 二次試験（一般教養・記述作文/専門試験/面接） (4) 内定		※二次試験詳細は、一次試験合格通知にてお知らせします。 ※合否結果は二次試験実施後、1週間を目途にお知らせします。	
	応募締切	令和7年11月28日（金）必着	二次試験日	令和7年12月6日（土）	
	応募書類	①履歴書（写真貼付し、屋間に確実に連絡できる連絡先、メールアドレス明記） ②卒業（見込）証明書（大学院修了者は、大学と両方） ③成績証明書（大学院修了者は、大学と両方） ④教育職員免許状取得（見込）証明書 ⑤健康診断書 ※ 封筒に受験教科を朱書きの上、ご郵送ください。			
	書類送付先 問い合わせ先	〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2 電話 059-321-6221 学校法人津田学園 採用担当 出口 宛			

学校法人津田学園 求人票

国語・英語・社会（地歴）・数学・理科

求人先	法人名 代表者名	学校法人津田学園 理事長 津田 浩二		創立年 創立者	昭和47年1月 津田 勉
	所在地	〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2 電話 059-321-6221 FAX 059-321-8871 URL https://tsudagakuen.ac.jp			
	設置校	津田第一幼稚園、津田第二幼稚園、津田三滝幼稚園、津田桑名幼稚園、津田大山田幼稚園、 津田ナーサリースクール、津田学園小学校、津田学園中学校、津田学園高等学校、 津田スポーツクラブ、進学塾津田学園			
	教職員数	正規職員198名（男：84名 女：114名）			
採用条件	雇用形態	正規職員		契約期間	無期雇用
	募集職種	教育職員		募集人数	各1名
	赴任時期	令和8年4月		試用期間	入職後1年間
	応募資格 及び 採用人数	心身ともに健康な方、喫煙習慣のない方 1名：中学校教諭免許状取得（見込）者【国語】又は高等学校教諭免許状取得（見込）者【国語】 1名：中学校教諭免許状取得（見込）者【英語】又は高等学校教諭免許状取得（見込）者【英語】 1名：中学校教諭免許状取得（見込）者【社会】又は高等学校教諭免許状取得（見込）者【地歴】 1名：中学校教諭免許状取得（見込）者【数学】又は高等学校教諭免許状取得（見込）者【数学】 1名：中学校教諭免許状取得（見込）者【理科】又は高等学校教諭免許状取得（見込）者【理科】			
	本学園の 求める職員像	・高い倫理観・道徳性と豊かな人間性を備えている人 ・強い使命感を持っている人 ・深い専門性と実践的な教育力を備えている人 ・主体的に考え、自ら行動し、努力を惜しまない人 ・フロンティア精神に富んだ人			
	業務内容	雇入れ直後：教育職員 変更の範囲：学園業務全般			
	勤務地	雇入れ直後：三重県四日市市、桑名市 変更の範囲：三重県四日市市、桑名市			
	勤務時間	8時30分～17時15分 ※1年単位の变形労働時間 休憩あり			
	初任給 （令和7年度実績）	【大学院卒】 月給：269,600円（基本給：250,000円、固定残業代：19,600円） 【四年制大学卒】 月給：258,750円（基本給：240,000円、固定残業代：18,750円）			
	昇給・賞与	昇給：年1回 賞与：年3回 約4カ月（初年度は約3カ月）			
	諸手当	通勤手当（自家用車：上限2万円 公共交通機関：上限2.7万円）/住宅手当（月額1万円 一部条件あり）/役職手当/採用時引越費用補助（上限3万円まで）/扶養手当（配偶者：1万円 子ども1人につき5千円）/奨学金返済支援手当（月額1万円を満30歳年度末まで）			
	福利厚生	教職員寮/健康管理制度/保養施設/育児休業制度（最長3年間）/短時間勤務制度（小学校就学に達する時期まで）/職員のための保育施設/退職者復職制度 長い期間にわたって活躍し、安心して働くことができる職場環境です。男性の育児休業実績あり。			
	加入保険	日本私立学校振興・共済事業団（健康保険・厚生年金）/雇用保険/労災保険/退職金財団加入			
	教育・研修制度	新規採用者研修/フォローアップ研修/公文書研修/救急法研修/マナー研修/他部署研修/中堅研修/主任研修/教育ICT活用研修/アクティブラーニング研修/授業改善研修 公的資格取得奨学金制度や各種研修参加補助制度など、教職員として成長できるようキャリアサポートが充実しています。			
	休日・休暇	休日日数：106日 土曜日（月2回土曜日除く）/日曜日/祝日/夏期休暇/冬期休暇/創立記念日 有給休暇取得率：64.5%			
受動喫煙防止措置	学園内全面禁煙				
採用試験	学校見学 オンライン相談	実施期間：随時 実施場所：〒511-0904 三重県桑名市野田5丁目3-12 津田学園大山田キャンパス ※教職員の働きぶり、授業の様子や学校の雰囲気をご覧ください。 ※右記QRコードにてお申し込みください。オンライン相談も承ります。			 ←学校見学・ オンライン相談 申込
	選考フロー	(1) エントリー（応募書類を郵送） (2) 一次試験（書類選考） (3) 二次試験（一般教養・記述作文/専門試験/面接） (4) 内定 ※二次試験詳細は、一次試験合格通知にてお知らせします。 ※可否結果は二次試験実施後、1週間を目途にお知らせします。			
	応募締切	令和7年11月28日（金）必着		二次試験日	令和7年12月6日（土）
	応募書類	①履歴書（写真貼付し、昼間に確実に連絡できる連絡先、メールアドレス明記） ②卒業（見込）証明書（大学院修了者は、大学と両方） ③成績証明書（大学院修了者は、大学と両方） ④教育職員免許状取得（見込）証明書 ⑤健康診断書 ※ 封筒に受験教科を朱書きの上、ご郵送ください。			
	書類送付先 問い合わせ先	〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2 電話 059-321-6221 学校法人津田学園 採用担当 出口 宛			



く学校見学・
オンライン相談
申込

学校法人津田学園 求人票

家庭

求人先	法人名 代表者名	学校法人津田学園 理事長 津田 浩二		創立年 創立者	昭和47年 1月 津田 勉
	所在地	〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2 電話 059-321-6221 FAX 059-321-8871 URL https://tsudagakuen.ac.jp			
	設置校	津田第一幼稚園、津田第二幼稚園、津田三滝幼稚園、津田桑名幼稚園、津田大山田幼稚園、 津田ナーサリースクール、津田学園小学校、津田学園中学校、津田学園高等学校、 津田スポーツクラブ、進学塾津田学園			
	教職員数	正規職員198名（男：84名 女：114名）			
採用条件	雇用形態	正規職員	契約期間	無期雇用	
	募集職種	教育職員	募集人数	1名	
	赴任時期	令和8年4月	試用期間	入職後1年間	
	応募資格	(1) 中学校教諭免許状取得（見込）者【家庭】又は高等学校教諭免許状取得（見込）者【家庭】 (2) 心身ともに健康な方 (3) 喫煙習慣のない方			
	本学園の 求める職員像	・高い倫理観・道徳性と豊かな人間性を備えている人 ・強い使命感を持っている人 ・深い専門性と実践的な教育力を備えている人 ・主体的に考え、自ら行動し、努力を惜しまない人 ・フロンティア精神に富んだ人			
	業務内容	雇入れ直後：教育職員 変更の範囲：学園業務全般			
	勤務地	雇入れ直後：三重県四日市市、桑名市 変更の範囲：三重県四日市市、桑名市			
	勤務時間	8時30分～17時15分 ※1年単位の変形労働時間 休憩あり			
	初任給 (令和7年度実績)	【大学院卒】 月給：269,600円（基本給：250,000円、固定残業代：19,600円） 【四年制大学卒】 月給：258,750円（基本給：240,000円、固定残業代：18,750円）			
	昇給・賞与	昇給：年1回 賞与：年3回 約4カ月（初年度は約3カ月）			
	諸手当	通勤手当（自家用車：上限2万円 公共交通機関：上限2.7万円）/住宅手当（月額1万円 一部条件あり）/役職手当/採用時引越費用補助（上限3万円まで）/扶養手当（配偶者：1万円 子ども1人につき5千円）/奨学金返済支援手当（月額1万円を満30歳年度末まで）			
	福利厚生	教職員寮/健康管理制度/保養施設/育児休業制度（最長3年間）/短時間勤務制度（小学校就学に達する時期まで）/職員のための保育施設/退職者復職制度 長い期間にわたって活躍し、安心して働くことができる職場環境です。男性の育児休業実績あり。			
	加入保険	日本私立学校振興・共済事業団（健康保険・厚生年金）/雇用保険/労災保険/退職金財団加入			
	教育・研修制度	新規採用者研修/フォローアップ研修/公文書研修/救急法研修/マナー研修/他部署研修/中堅研修/主任研修/教育ICT活用研修/アクティブラーニング研修/授業改善研修 公的資格取得奨学金制度や各種研修参加補助制度など、教職員として成長できるようキャリアサポートが充実しています。			
休日・休暇	休日日数：106日 土曜日（月2回土曜日除く）/日曜日/祝日/夏期休暇/冬期休暇/創立記念日 有給休暇取得率：64.5%				
受動喫煙防止措置	学園内全面禁煙				
採用試験	学校見学 オンライン相談	実施期間：随時 実施場所：〒511-0904 三重県桑名市野田5丁目3-12 津田学園大山田キャンパス ※教職員の働きぶり、授業の様子や学校の雰囲気をご覧ください。 ※右記QRコードにてお申し込みください。オンライン相談も承ります。		 ←学校見学・ オンライン相談 申込	
	選考フロー	(1) エントリー（応募書類を郵送） (2) 一次試験（書類選考） (3) 二次試験（一般教養・記述作文/専門試験/面接） (4) 内定		※二次試験詳細は、一次試験合格通知にてお知らせします。 ※合格結果は二次試験実施後、1週間を目途にお知らせします。	
	応募締切	令和7年11月28日（金）必着	二次試験日	令和7年12月6日（土）	
	応募書類	①履歴書（写真貼付し、昼間に確実に連絡できる連絡先、メールアドレス明記） ②卒業（見込）証明書（大学院修了者は、大学と両方） ③成績証明書（大学院修了者は、大学と両方） ④教育職員免許状取得（見込）証明書 ⑤健康診断書 ※ 封筒に受験教科を朱書きの上、ご郵送ください。			
	書類送付先 問い合わせ先	〒510-0944 三重県四日市市笹川1丁目106-2 電話 059-321-6221 学校法人津田学園 採用担当 出口 宛			

自己申告書

令和7年 10月 1 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

代表者名

学校法人 津田学園

三重県四日市市笹川一丁目106-2

理事長 津田 浩二

- ◇この自己申告書についての説明事項◇
- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
 - (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
 - (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

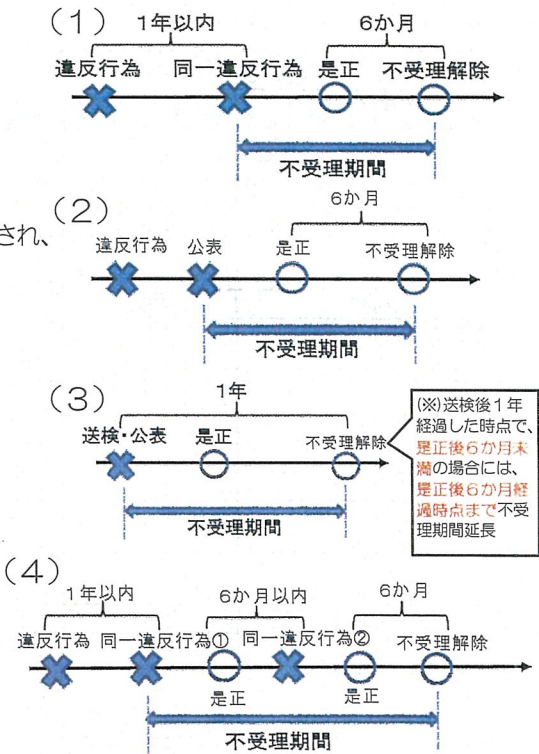
チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄に点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項（※1、2）違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 送検後1年が経過していない。
- ☐ c 是正してから6カ月が経過していない。
- (4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条（第4項を除く）により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条第1項、第25条第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)、第23条第1項、第2項及び第3項、第26条

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- ☐ a 暴力団員(注2)に該当する。
☐ b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
☐ c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
 (注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- ☐ 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

